

○紀の川市空家仲介手数料補助金交付要綱

令和2年6月1日

告示第70号

改正 令和3年4月1日告示第63号

(目的)

第1条 この告示は、紀の川市にある空家の利活用による定住促進及び地域の活性化を図るため、空家バンクに登録された空家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を空家の利用を希望する者に対して情報提供を行う国又は地方公共団体により制度化された仕組みをいう。
- (2) 空家 市内に存する住居（附属する家屋、工作物及びこれらの敷地を含む。）であって使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (3) 移住者 次条第2号に掲げる契約の締結日前1年以内に、本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）した者で、転入前1年間に本市の住民基本台帳に登録されていないものをいう。
- (4) 所有者 空家に係る所有権を有し、当該空家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、仲介手数料を支払った移住者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に5年以上の定住の意志があること。
- (2) 宅地建物取引業者を介し、所有者と空家に関する売買又は賃貸借契約を締結した者であること。
- (3) 前号に掲げる契約の締結日において満40歳未満の者であること。
- (4) 3親等以内の親族との売買又は賃貸借契約を締結した者でないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 交付対象者を含む世帯員がいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、宅地建物取引業者に支払った仲介手数料とし、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 売買契約の場合 255,000円

(2) 賃貸借契約の場合 50,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市空家仲介手数料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空家物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し

(2) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し

(3) 売買契約の場合にあつては建物登記簿の全部事項証明書の写し

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) 住民票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、補助金の対象となる仲介手数料の支払いをした日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請者から前条第1項の申請書を受理した場合は、書類の審査及び必要な調査を行い、紀の川市空家仲介手数料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。以下単に「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果補助金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付ができない場合は、速やかに通知書によりその旨を申請者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条第1項に定める交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、30日以内に紀の川市空家仲介手数料補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 売買契約により取得し、この告示により補助金の交付を受ける対象となった空家を5年以内に売却したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、紀の川市空家仲介手数料補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。